

サポート契約書

契約締結日：2025 年__月__日

契約当事者

甲（発注者）

代表者氏名：_____

乙（受注者）

会社名：UTAGE ソリューションズ

代表者：荒井 優佑

所在地：奈良県宇陀市榛原萩原 212-1

第 1 条（契約の目的）

甲は乙に対し、甲の事業発展に関するコンサルティング、AI 活用支援、マーケティング支援、システム構築代行等の包括的なサポート業務を委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条（サービスプラン）

本契約において、甲が選択するサービスプランは以下の通りとする。

選択プラン
プラン名：_____

※ 具体的なサービス内容の詳細は、別紙「サービス詳細書」に記載する。

第 3 条（サポート体制）

乙は、選択されたプランに基づき、甲に対して適切なサポートを提供する。具体的なサポート内容および提供方法については、別紙「サービス詳細書」に記載する。

第 4 条（契約期間）

- 契約開始日：2025 年__月__日
- 契約終了日：2026 年__月__日
- 契約期間満了の 2 ヶ月前までに、いずれかから契約終了の申し出がない場合は、同条件で 1 年間自動更新される。

第 5 条（契約金額および支払条件）

項目	金額
----	----

月額サポート費用	_____円（税別）
年間契約総額	_____円（税別）
消費税込み年間総額	_____円（税込）
支払方法	契約締結時にお支払いいただく
追加業務	別途見積りの上、双方協議により決定

分割決済の相談などは、別途契約書に基づいて締結することとする。

第 6 条（成果物の帰属）

本契約に基づき作成された成果物（ウェブサイト、LP、動画コンテンツ、カリキュラム、システム等）の著作権その他の知的財産権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から保有していた知的財産権および汎用的な技術・ノウハウについてはこの限りではない。

第 7 条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の機密情報（顧客情報、経営情報、技術情報等）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。
2. 本条の規定は、本契約終了後も 3 年間有効とする。

第 8 条（返金・キャンセルポリシー）

1. 本サービスはコンサルティング・構築代行を含む専門的なサポート業務であり、契約成立後の返金・キャンセルは一切お受けしておりません。
2. 契約前に不明点がございましたら、必ず事前にご相談ください。お互いの信頼関係を大切に、安心してご契約いただけるよう誠実に対応いたします。
3. 甲は、本条の内容を十分に理解し、同意の上で本契約を締結することを確認する。
4. ただし、乙が本契約に定める業務を履行しない等、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合は、第 10 条（損害賠償）の定めに従うものとする。

第 9 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約に違反し、書面による催告後 30 日以内に是正されない場合、本契約を解除することができる。
2. 甲または乙は、1 ヶ月前の書面通知により本契約を中途解約することができる。この場合、違約金等は発生しないが、第 8 条に定める通り、既に支払われた契約金の返金が行わない。

第 10 条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。ただし、賠償額の上限は月額サポート費用の 6 ヶ月分とする。ただし、故意または重過失による場合はこの限りではない。

第 11 条（免責事項）

1. 乙は、天災地変、通信回線の障害、その他乙の責に帰すべからざる事由によりサービス提供ができない場合、その責任を負わない。
2. 本契約による売上目標・成果の達成を保証するものではなく、市場環境、顧客ニーズ、甲の実施体制等の外部要因により結果が変動する可能性があることを甲は了承する。

第 12 条（再委託）

乙は、甲の事前承諾を得た場合に限り、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は再委託先の行為について一切の責任を負う。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の内容で契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

甲：

代表者氏名： _____ 印

乙：

会社名： UTAGE ソリューションズ

代表者： 荒井 優佑 印